

〔介護予防〕居宅療養管理指導 重要事項説明書

(令和7年6月1日現在)

医療法人雄信会 クリニック吉田は利用者に対して〔介護予防〕居宅療養管理指導サービスを提供します。

当院の概要や提供されるサービスの内容等、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条および91条の規定に基づき、契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人雄信会
代表者氏名	理事長 吉田 佳嗣
所在地 (連絡先)	〒634-0012 奈良県橿原市膳夫町477-17 電話番号：0744-23-6688 FAX番号：0744-23-6836

2 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所名称	クリニック吉田
介護保険指定 事業所番号	2911201792
事業所所在地	奈良県橿原市膳夫町477-19
連絡先	電話番号：0744-29-1368 FAX番号：0744-29-1378
管理者氏名	吉田 佳嗣 (ヨシダ ヨシツグ)
事業所の通常の 事業実施地域	桜井市・橿原市全域

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	医療法人雄信会が設置するクリニック吉田（以下「事業所」という。）において実施する指定〔介護予防〕居宅療養管理指導（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者に対し、適切な指定〔介護予防〕居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
-------	--

運営方針	・利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者の居宅を訪問して心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う。それにより、療養生活の質の向上〔要支援者にあつては生活機能の維持または向上〕を図る。 ・利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに常に利用者の家族との連携を図る。 ・利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 ・利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努め、総合的なサービスの提供に努める。
------	--

(3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、国民の休日（振替休日を含む）、8月13日～15日（お盆）および12月29日～1月3日を除きます。
営業時間	月曜日～土曜日 9：00～12：00 月・火・水・金曜日 17：00～19：30

(4) 事業所の職員体制

管理者	医師 吉田 佳嗣
-----	----------

3 事業の内容および禁止事項について

事業の内容	・通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画〔介護予防サービス〕の策定等に必要な情報提供を行います。 ・利用者、家族等に対する居宅サービス〔介護予防サービス〕を利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。この指導または助言については、文書等の交付により行うよう努め、文書等により行った場合は当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により行った場合はその要点を記録します。記録はサービス提供日から5年間保存し、利用者が閲覧および複写物の交付を請求できるものとします。
禁止事項	事業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。 ① 医療行為 ② 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり ③ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受 ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供 ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など） ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食 ⑦ 利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 利用料およびその他費用について

(1) 利用料

利用料のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。

サービス内容		基本料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
居宅療養管理 指導費（Ⅰ） （在宅時医学総合管理料 または施設入居時等医 学総合管理料算定な し）	①単一建物居住者 1 人	5,150 円	515 円	1,030 円	1,545 円
	②単一建物居住者 2～9 人	4,870 円	487 円	974 円	1,461 円
	③単一建物居住者 10 人以上	4,460 円	446 円	892 円	1,338 円
居宅療養管理 指導費（Ⅱ） （在宅時医学総合管理料 または施設入居時等医 学総合管理料算定あ り）	①単一建物居住者 1 人	2,990 円	299 円	598 円	897 円
	②単一建物居住者 2～9 人	2,870 円	287 円	574 円	861 円
	③単一建物居住者 10 人以上	2,600 円	260 円	520 円	780 円

（２）その他の費用

区分（片道の距離）	交通費
3.5 k m未満	0 円
3.5 k m以上 4.5 k m未満	300 円
4.5 k m以上 5.5 k m未満	400 円
5.5 k m以上 6.5 k m未満	500 円
6.5 k m以上 7.5 k m未満	600 円
以下 1 k mますごとに 100 円加算 消費税 は別途	

（３）利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日前後に利用者宛にお届けします。
②利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求方法等	ア 請求月の末日までに、下記の方法によりお支払いください。 （ア）利用者指定口座からの自動振替 お支払いを確認しましたら、領収書を発行しますので、必ず保管してください。

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 虐待の防止について

- (1) 利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うとともに、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
- (2) サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

6 身体的拘束等の適正化について

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

7 衛生管理等について

- (1) 職員等の衛生状態の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 感染症の発生や蔓延予防のために、委員会の開催、指針の整備、研修および訓練の実施等、必要な措置を講じます。

8 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるものとします。また、必要な訓練を定期的に実施するものとします。

9 個人情報の保護、秘密の保持について

個人情報の保護	〈当事業所における利用者およびその家族の個人情報の利用目的〉 <u>1. 事業所内での利用</u> ①利用者に提供する事業所内サービス ②介護保険事務 ③利用開始、終了等の管理 ④会計・経理 ⑤介護事故等の報告 ⑥その他、利用者に係る管理運営業務 <u>2. 事業所外への情報提供としての利用</u> ①他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等との連携 ②他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等からの照会への回答 ③ご家族等への心身の状況説明

	④保険者への利用者利用に係る状況の報告 ⑤審査支払機関への給付費明細書の提出 ⑥審査支払機関または保険者からの照会への回答 ⑦損害賠償保険等の係る保険会社等への相談または届出等 <u>3. その他の利用</u> ①介護サービスや業務の維持・改善の為に基礎資料 ②当事業所内において行われる看護（介護）学生の実習への協力 ③学会・研究会等での事例研究発表等 ・事業者は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ・事業者は、利用者およびその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いません。 ・事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
秘密の保持	・事業者および事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ・この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。 ・事業者は、従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

10 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られなければ、契約を解除する場合があります。

11 事故、相談、苦情への対応について

（1）緊急時等および事故発生時の対応

サービスの提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとします。

また、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、市町村関係窓口等に連絡するとともに必要な措置をとります。事業者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、速やかに損害賠償を行います。

（2）相談や苦情の窓口

【事業者の窓口】	所在地	奈良県橿原市膳夫町477-19
医療法人雄信会	電話番号	0744-29-1368
クリニック吉田	受付時間	月曜日～土曜日 9:00～12:00

管理者 吉田 佳嗣	月・火・水・金曜日 17:00～19:30
【市町村の窓口】 橿原市役所 長寿介護課	所在地 奈良県橿原市内膳町1-1-60 電話番号 0744-22-8108 受付時間 平日 8:30～17:15
【都道府県の窓口】 奈良県福祉医療部 医療・介護保険局	所在地 奈良県奈良市登大路町30 電話番号 0742-27-8540 受付時間 平日 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会	所在地 奈良県橿原市大久保町302-1 電話番号 0744-29-8311 受付時間 平日 9:00～17:00
【公的団体の窓口】 奈良県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 奈良県橿原市大久保町320-11 電話番号 0744-29-1212 受付時間 平日 9:00～17:00

(3) 相談・苦情対応の体制および手順

- ・相談または苦情があった場合、利用者等の状況を詳細に把握します。
- ・対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者および家族等へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

1.2 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条および第91条の規定に基づき、利用者に説明を行い、同意をいただき、当該書類の交付をしました。

事業者	所在地	奈良県橿原市膳夫町477-17	印
	法人名	医療法人雄信会	
	代表者名	吉田 佳嗣	
	事業所名	クリニック吉田	

上記内容の説明を事業者から受け、内容に同意し、当該書類の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

家 族 (代理人)	住 所	
	氏 名	印
	本人との 関係	

クリニック吉田〔介護予防〕居宅療養管理指導

個人情報使用同意書

医療法人雄信会（以下「事業者」）は、以下の内容に基づき、個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の保護について

事業者は、利用者および家族から予め文書で同意を得ない限り、下記 2、3 以外には利用者および家族の個人情報を使用しません。

事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩防止の措置を行うものとします。

2 利用者およびその家族の個人情報の利用目的

1. 事業所内での利用

①利用者に提供する事業所内サービス

②介護保険事務

③利用開始、終了等の管理

④会計・経理

⑤介護事故等の報告

⑥その他、利用者に係る管理運営業務

2. 事業所外への情報提供としての利用

①他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等との連携

②他の介護保険サービス事業者や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、病院等からの照会への回答

③ご家族等への心身の状況説明

④保険者への利用者利用に係る状況の報告

⑤審査支払機関への給付費明細書の提出

⑥審査支払機関または保険者からの照会への回答

⑦損害賠償保険等の係る保険会社等への相談または届出等

3. その他の利用

①介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料

②当事業所内において行われる看護（介護）学生の実習への協力

③学会・研究会等での事例研究発表等

3 サービス担当者会議における個人情報の使用

サービスの契約期間内に開催するサービス担当者会議における利用者および家族の個人情報の使用については、この同意書をもって同意を得たものとします。

私は、個人情報の使用について説明を受け、その内容を理解し、同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族（代理人） 住所 _____

氏名 _____ 印

本人との関係 _____